

函館市養育支援訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童もしくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童およびその保護者または出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項に規定される事業）

(支援の対象)

第2条 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等により、訪問による養育支援を特に必要とする、次の各号のいずれかに該当する状態にある家庭を対象とする。

- (1) 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- (2) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診および望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (3) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (5) 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭
- (6) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(事業の内容)

第3条 支援内容は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものを行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援
- (2) 出産後間もない時期（おおむね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や児童の発達保障等のための相談・支援
- (4) 児童養護施設等の退所または里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して、家庭復帰が適切に行われるための相談・支援（中核機関）

第4条 この事業の中核となる機関（以下「中核機関」という。）は、函館市要保護児童対策調整機関である函館市子ども未来部次世代育成課とする。

2 中核機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 中核機関は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や関係機関からの情報提供等により把握された、養育支援を必要とする可能性があると思われる家庭に関する情報の収集を行う。
- (2) 中核機関は、前号により把握した情報に基づき、本事業による訪問支援の対象者および支援の内容を決定する。
- (3) 中核機関は、対象者への支援の進行管理を行うとともに、その効果について評価を行い、状況に応じて支援内容等の見直しまたは支援の終結について、関係機関と協議のうえ決定するものとする。
- (4) 中核機関は、事業の実施に必要な利用者台帳等を作成したうえで、これを常時整備し、事業の適正な実施を図るものとする。

（対象家庭の決定）

第5条 第3条各号に掲げる事業を利用しようとする、第2条各号に規定する対象者は、養育支援訪問事業利用同意書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときには、養育支援訪問事業個別状況調書（別記第2号様式）および養育支援訪問事業事前評価調書（別記第3号様式）により速やかに当該家庭の養育状況を把握するとともに、養育支援訪問事業支援計画書（別記第4号様式）を作成するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときには、養育支援訪問事業決定通知書（別記第5号様式）により、利用予定者に通知するものとし、また、これを終了したときには、養育支援訪問事業終了通知書（別記第6号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

（訪問支援者）

第6条 訪問支援者は、保健師、家庭児童相談員および市が実施する研修を受けたヘルパーとする。

（訪問支援者の身分証）

第7条 市長は、市職員以外の訪問支援者に対し、函館市養育支援訪問事業訪問支援者証（別記第7号様式。以下「訪問支援者証」という。）を交付する。

2 市職員以外の訪問支援者が、利用者の家庭を訪問するときは、訪問支援者証を携帯し、関係人の請求があったときにはこれを提示しなければならない。

3 訪問支援者証は、他人に貸与、または譲渡してはならない。

4 訪問支援者は、その身分を失ったときは速やかに訪問支援者証を市長に返却しなければならない。

（訪問支援者による報告）

第8条 訪問支援者は、第5条第2項の養育支援訪問事業支援計画書に基づき、利用者の家庭を訪問したときは、適宜、市に報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 訪問支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の函館市養育支援訪問事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

養育支援訪問事業利用同意書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

利用者住所

利用者氏名

電話番号

私は、函館市養育支援訪問事業実施要綱に基づく、下記の支援を行うヘルパー派遣の利用について同意します。

支援期間

支援内容

（事務処理欄）

養育支援訪問事業個別状況調書

	氏名	性別	続柄	生年月日	住所・電話番号	備考 (勤務先・学校名)
本人						
家族						

家族状況	家族構成図	緊急連絡先 氏名 本人との関係 住所 電話番号
本人状況	《生育歴 既往症など》	
子どもの状況	《出生状況 発達過程 健康状態》	
支援者の状況	《支援者の有無 支援機関との関係ほか》	
経過		
導入動機		

養育支援訪問事業事前評価調査書

記入日：令和 年 月 日

記入者：（所属）

（氏名）

項目	状況判断			内容	備考
	心配ない	心配	不明		
子どもの状況	発育・発達			<input type="checkbox"/> 身長増加不良 <input type="checkbox"/> 体重増加不良 <input type="checkbox"/> 発達のおくれ <input type="checkbox"/> ことばの発達の遅れ <input type="checkbox"/> 発達のアンバランス <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	健康状態・身体症状			<input type="checkbox"/> 不潔 <input type="checkbox"/> 不自然なけがやあざ <input type="checkbox"/> 慢性疾患 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> 虚弱 <input type="checkbox"/> 重度のアトピー <input type="checkbox"/> 喘息（アレルギー疾患） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	情緒の安定性			<input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 夜尿、遺尿、失禁が多い <input type="checkbox"/> 眠りが浅い、夜泣き <input type="checkbox"/> うっつ的、活気がない <input type="checkbox"/> 緊張が高い <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	問題行動			<input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 乱暴 <input type="checkbox"/> 自傷行為 <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 暴力 <input type="checkbox"/> 万引き <input type="checkbox"/> 家出 <input type="checkbox"/> 虚言 <input type="checkbox"/> 年齢不相应な性的な興味関心・言動 <input type="checkbox"/> 急激な学力低下 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	基本的な生活習慣			<input type="checkbox"/> 年齢相応の基本的な生活習慣が身につけていない <input type="checkbox"/> 年齢に不相应な行儀の良さ <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	関係性			<input type="checkbox"/> 養育者との関係（なつかない、拒否、おびえ、服従、萎縮） <input type="checkbox"/> 視線を合わせない <input type="checkbox"/> 家に帰りがたがらない <input type="checkbox"/> 誰とでもベタベタ <input type="checkbox"/> 身体接触をいやがる <input type="checkbox"/> 同年代の子どもと遊べない <input type="checkbox"/> 孤立 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
養育者の状況	健康状態等			<input type="checkbox"/> 疾患（身体、精神） <input type="checkbox"/> 障害（身体、知的、精神） <input type="checkbox"/> 依存症（薬物、アルコール） <input type="checkbox"/> うっつ的 <input type="checkbox"/> 慢性的ストレス状態 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	性格的傾向			<input type="checkbox"/> よく怒る <input type="checkbox"/> 攻撃的 <input type="checkbox"/> 衝動的 <input type="checkbox"/> 体罰の容認 <input type="checkbox"/> 感情不安定 <input type="checkbox"/> 虚言癖 <input type="checkbox"/> 親の欲求を優先（社会的に未熟） <input type="checkbox"/> 共感性に乏しい <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	日常的世話の状況			<input type="checkbox"/> 衣食住の世話をしない <input type="checkbox"/> 子との関わりが少ない <input type="checkbox"/> 健診・予防接種を受けさせない <input type="checkbox"/> 医療を受けさせない <input type="checkbox"/> 事故が多い <input type="checkbox"/> 過度のしつけ <input type="checkbox"/> しつけをしない <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	養育能力等			<input type="checkbox"/> 発達理解がない <input type="checkbox"/> 育て方がよくわからない <input type="checkbox"/> 家事能力が低い <input type="checkbox"/> 依存的 <input type="checkbox"/> 育児不安が強い <input type="checkbox"/> 育児しようとしていない <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	子どもへの思い・態度			<input type="checkbox"/> かわいいと思えない <input type="checkbox"/> 受容がない <input type="checkbox"/> きょうだいで差別する <input type="checkbox"/> イライラする <input type="checkbox"/> 拒否的 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 過干渉 <input type="checkbox"/> 権威的 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	問題認識・対処能力			<input type="checkbox"/> 子どもや養育上の問題の認識（自覚）がない <input type="checkbox"/> 虐待者から子どもを守れない <input type="checkbox"/> 危機の解決できない <input type="checkbox"/> ストレス解消できない <input type="checkbox"/> その他（ ）	
養育環境	夫婦・家族関係			<input type="checkbox"/> 夫婦不和、対立 <input type="checkbox"/> 家族不和、対立 <input type="checkbox"/> 夫婦間暴力 <input type="checkbox"/> 家庭内暴力 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	家族形態の変化			<input type="checkbox"/> 離婚、死別、別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 内縁、再婚 <input type="checkbox"/> 一人親 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	養育者との接触度			<input type="checkbox"/> 児は在宅で虐待している養育者とのみいる時間が長い <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	きょうだい関係			<input type="checkbox"/> きょうだいに疾患、障害あり <input type="checkbox"/> きょうだいが多い（多子） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	居住状況			<input type="checkbox"/> 不衛生 <input type="checkbox"/> 居室内の著しい乱れ <input type="checkbox"/> 転居を繰り返す <input type="checkbox"/> 住所不定 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	労働状況			<input type="checkbox"/> 定職なし、失業中 <input type="checkbox"/> 働く意思がない <input type="checkbox"/> 職を転々とする <input type="checkbox"/> 不規則な就労時間 <input type="checkbox"/> 就労によるストレス（疲労） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	経済状況・経済基盤			<input type="checkbox"/> 経済不安あり <input type="checkbox"/> 生活苦 <input type="checkbox"/> 計画的な欠如（ギャンブル、借金等） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
地域社会との関係			<input type="checkbox"/> 親族からの孤立、対立 <input type="checkbox"/> 近隣、友人からの孤立 <input type="checkbox"/> 育児援助者がいない <input type="checkbox"/> 相談出来る人がいない <input type="checkbox"/> その他（ ）		
非変動環境	妊娠・分娩状況			<input type="checkbox"/> 望まない妊娠 <input type="checkbox"/> 妊娠健診未受診での分娩 <input type="checkbox"/> 出産後精神疾患（マタニティ・ブルー、産後うつ等） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	児の出生状況			<input type="checkbox"/> 低出生体重児 <input type="checkbox"/> 多胎 <input type="checkbox"/> 先天性の疾患 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	養育者との分離歴			<input type="checkbox"/> 出産後の長期入院（分離） <input type="checkbox"/> 子どもとの分離（一時保護・施設入所等） <input type="checkbox"/> 養育者が一定しない <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	養育者の年齢			<input type="checkbox"/> 第1子出生時十代の親 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	養育者の生育歴			<input type="checkbox"/> 養育者自身の被虐待歴 <input type="checkbox"/> 親から愛されなかった思い <input type="checkbox"/> 親との対立 <input type="checkbox"/> 厳格な親に育てられた <input type="checkbox"/> その他（ ）	

支援のアセスメント

1	育児・家事に協力できる人やサービスがある 例) 知人・親族、家事をサポートするサービスを既に利用	
2	子どものかわりを学ぶ機会・支援がある	
3	(子ども) 定期的な医療機関等の関わりがある (健康管理、服薬管理がされている)	
4	配偶者以外にも相談者がいる 例) 相談できる友人・近隣者、子育て支援者等の育児相談の利用等	
5	親子で出かけている場がある 例) 保育園の交流保育、育児グループ等	
6	公的な機関からの支援がある 例) 保健師の訪問、生活保護、保育園の育児講座、児童相談所等	
7	配偶者からのサポートがある (相談者・育児の協力者として)	
8	経済的に安定している (経済的基盤(経済・住居等)が安定している)	
9	(養育者) 定期的に医療機関等の関わりがある (健康管理、服薬管理がなされている)	
10	養育者が精神的に安定する方法がある 例) ストレス解消方法がある	

養育支援訪問事業支援計画書

作成年月日 令和 年 月 日
函館市子ども未来部次世代育成課
記載者：

支援対象者

様

住所 函館市
家族構成 母親 歳 年 月 日生
父親 歳 年 月 日生
歳 年 月 日生
歳 年 月 日生

訪問調査月日 令和 年 月 日（初回・継続）

1. ケース課題

2. ケース目標

（1）長期目標

（2）短期目標

3. ヘルパー支援時間

週 回 時間（ 曜日 時刻 : ~ : ）
（ 曜日 時刻 : ~ : ）
（ 曜日 時刻 : ~ : ）

4. ヘルパー支援内容

- （1）観察項目 .
- . .
- （2）援助項目 .
- . .
- （3）教育項目 .
- . .

5. 次世代育成課支援内容

- .
- .

6. 特記事項（病気・怪我等）

別記第5号様式（第5条関係）

養育支援訪問事業決定通知書

令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 付けで同意のありました函館市養育支援訪問事業要綱に基づくヘルパー派遣について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 期間（予定） 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 2 日数（予定） 月 ・ 週 日

別記第6号様式（第5条関係）

養育支援訪問事業終了通知書

令和 年 月 日	
様	
函館市長	
令和 年 月 日付で決定した、函館市養育支援訪問事業実施要綱に基づきヘルパー派遣について、下記のとおり終了することを通知します。	
終了年月日	平成 年 月 日
終了事由	

別記第7号様式（第7条関係）

第 号
函館市養育支援訪問事業 訪問支援者証
氏名 _____
上記の者は、函館市養育支援訪問事業における訪問支援者であることを証明する。
年 月 日
函 館 市 長 印

注 意 事 項
1 訪問を行うときは、この訪問支援者証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
2 この訪問支援者証を他人に貸与したり、譲渡してはならない。
3 この訪問支援者証を紛失したとき、または記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
4 この訪問支援者証は、訪問支援者の身分を失ったとき、または訪問業務の終了その他の携帯する理由を喪失する事由が生じたときは、直ちに発行者に返納しなければならない。